

陳 情 文 書 表

(令和6年5月20日)

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第82号(6.4.17) 開発審査会の中立性の確保に関する陳情
陳情の要旨	1. 神戸市開発審査会条例第7条の「都市局」であるところを「行財政局」に改正すること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市垂水区 大串博行
送付委員会	都市交通委員会

令和6年4月17日

神戸市会議長様

陳情者 神戸市垂水区

大串博徳 ( )

### 開発審査会の中立性の確保に関する陳情

神戸市開発審査会は、市内における開発行為の許可処分に対する審査請求を審理し、裁決（認容、棄却、却下など）を行う権限を有しています。このような準司法的機能を果たす審査会には、厳格な中立性、公平性が求められます。しかしながら、この審査会の事務局は都市計画課が担っています。都市計画課は、開発許可処分の担当課であり、明らかに中立性が損なわれています。ついては、貴議会において、下記の通り条例改正を行って下さい。

### 記

神戸市開発審査会条例第7条の「都市局」とあるところを「行財政局」に改正すること。

## 神戸市開発審査会条例の改正を求める陳情

陳情第82号

都市局

陳 情 要 旨 等	
陳情者	神戸市垂水区 大串 博行
陳情要旨	<p>【陳情第 82 号】</p> <p>1. 神戸市開発審査会条例第 7 条の「都市局」であるところを「行財政局」に改正すること。</p>
陳 情 に 対 す る 神 戸 市 の 考 え 方	
<p>開発審査会は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 78 条の規定に基づいて設置するものであり、開発行為の許可処分に関する審査請求は、特に第三者による公正な判断が必要であること、専門的な知識を必要とすることなどから、法第 50 条第 1 項において、開発審査会が裁決すると規定されています。</p> <p>開発審査会の委員は、法第 78 条において、「法律」「経済」「都市計画」「建築」「公衆衛生」「行政」に関し、すぐれた経験と知識を有する者のうちから任命することが規定されており、開発審査会の議事は合議により決めます。</p> <p>また、裁決の公正を確保するため、利害に関係のある委員は、審査請求に対する裁決の議事に加わることはできないと規定されています。</p> <p>神戸市開発審査会（以下「審査会」という。）の庶務については、神戸市開発審査会条例第 7 条の規定に基づき、都市局において処理しています。</p> <p>審査請求に係る審査会の庶務とは、審査請求書・弁明書・反論書等の書類の受付や関係者への送付、会議開催の日程調整や準備、各委員の意見をとりまとめた資料の作成などであり、審査の過程や裁決に関与することはないため、審査会の公平性・中立性は確保されていると考えています。</p> <p>また、開発行為の許可処分に関する審査請求は専門性が高く、各委員の意見のとりまとめにあたって専門的な知識が必要であることから、審査会の庶務は都市局が処理することが適当であると考えています。</p>	